

深谷市幼稚園・こども館複合施設建設計画案に対するパブリックコメントの結果について

深谷市幼稚園・こども館複合施設建設計画案に対するパブリックコメントの募集は、令和5年3月17日から令和5年4月14日まで実施し、1名の方から1件のご意見をいただきました。寄せられたご意見の概要と市の考え方を次の通り公表致します。

No.	該当箇所	ご意見の概要	市の考え方
1	テーマ1	<p>表題 喫煙所を敷地内に作らないで欲しい。</p> <p>今回の施設計画案を見て非常に良い施設ができると楽しみにしています。しかし、禁煙にすると明記されていなかったことには、少し残念です。</p> <p>子どもの為の施設を作るのであれば敷地内は禁煙としてもraitたいです。理由としては、子どもはタバコを吸いませんし、子どもは副流煙も望んでいません。タバコを吸いたい大人の為に、喫煙所を敷地内には作らないで下さい。</p>	<p>計画案では、喫煙に関する事項が記載されていませんが、改正健康増進法（平成30年法律78号）の規定では、幼稚園（学校）、こども館（児童福祉施設等）とも敷地内禁煙となる第一種施設に該当しますので、本複合施設は法律で規制された禁煙施設となります。</p> <p>また、同法では、敷地内禁煙であっても屋外で受動喫煙を防止するために必要な措置がとられた場所に、喫煙場所（喫煙ルーム等）を設置することができるとされておりますが、本複合施設ではその用途を鑑み、屋外（建物敷地外の駐車場を含む）に喫煙場所を設けず全面禁煙で運用してまいりたいと考えております。</p>